

平成26年度事務事業評価シート		該当事業(評価対象外事業は基本情報のみ記載)		
		一般事務	公共建設事業	評価対象外事業
事務事業名	市税徴収事務			
予算科目	2 款 2 項 2 目			
総合計画での位置付け	行財政改革 行財政改革の推進			
所管課情報	担当課:	市民税務課	電話番号(内線):	548
記入者情報	所属長:	森田 誠司	担当責任者:	高橋 雄二
事業の性格	法定事務			
実施期間	【開始年度】平成 17 年度 【開始年度】設定なし			
事業の対象	市税納税義務者			
根拠法令等	国税徴収法・地方税法			
事業の目的	地方税法に基づく督促状の発送、納税者に対する納付相談、文書・電話・訪問による滞納市税催告、差押・交付要求等の滞納処分等を行うことにより、税制の公平性を保ちながら、税収入の確保に努め、健全な財政運営の推進を図る。			
事業の内容	納付相談、文書等催告による自主納付の促進、滞納処分による債権確保により、滞納市税の徴収を図る。			
改善策の 具体的 取り組み (当初)				
改善策の 具体的 取り組み				

事業費及び財源内訳					
項 目		25年度決算	26年度予算	9月末の執行状況	26年度決算
事業費	直接事業費	6,296	6,792	3,999	5,861
	人件費	24,486	22,748	11,374	22,748
	合計	0	29,540	15,373	28,609
人件費 内訳	人工数	3.01	2.86	1.43	2.86
	人件費単価	8,135	7,954	7,954	7,954
	補助事業人件費	0	0	0	0
	人件費	24,486	22,748	11,374	22,748
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	30,782	29,540	15,373	28,609

事業活動の実績(活動指標)					
項目	単位	25年度実績	26年度予定	9月末の実績	26年度実績
休日収納窓口の開設	千円	4746	4000	2261	4240
愛媛地方税滞納整理機構移管による徴収	千円	14083	10000	4266	5980
債権差押による換価	千円	4628	5000	3378	12441

向こう5年間の直接事業費の推移						
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年間の実績
	6,790	6,700	6,700	6,700	6,700	33,590

成果指標				
成果指標	市税収納率			
指標設定の考え方	自主財源確保の観点から、現年分・滞納繰越分を併せた収納率を指標とする。			
区分年度	25年度	26年度	27年度	
目標	95.5%	95.6%	95.7%	0
実績	95.62%	95.71%	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5	A
		市民ニーズへの対応	5	
		市の関与の妥当性	5	
	有効性	事業の効果	3	C
		成果向上の可能性	3	
		施策への貢献度	3	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	税負担の公平性を保ち、納税者からの信頼を高めるとともに税収の確保を図るため、滞納者個々の滞納原因等の状況を把握して納付指導を強化するとともに、税収確保重点期間を設けるなどして、徹底した財産調査及び積極的な滞納処分の実施を継続する必要がある。			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5	A
		市民ニーズへの対応	5	
		市の関与の妥当性	5	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	4	
		受益者負担の適正	4	
課題認識	昨年度と比べ収納率も向上し、目標値も達成できた。納税は国民の義務であり、大多数の納税義務者は期限内納付に協力いただいている。税の公平性を確保するためにも、引き続き滞納者の「ごね得」や「逃げ得」は許されず、徹底した滞納整理を継続しなければならない。			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。
意見、課題	収納率の向上も見られ、事業成果が上がっており、今後予定されているコンビニ収納の導入と的確な滞納整理を継続することにより、一層の事業推進を図る。

行政評価委員会の答申

外部評価 (行政評価委員会)	
-------------------	--

経営者会議の最終判断

事業の方向性	さらに重点化する。
意見、課題	二次評価の内容を踏まえ、さらに重点化すること。